

■ 原告団・世話人会からの活動報告

[1] 1万人原告をめざして

(1) 京都脱原発原告団の歩みと目標

- ・福島第一原発の過酷事故（2011年3月）のあと、国内の稼働原発はゼロになりました。ところが、福井県にある関西電力/大飯原発は、当時の民主党政権のもと、新しい規制基準もできていない中、2012年7月に再稼働されました。京都脱原発弁護団・原告団は、すべての原発を止める第一歩として大飯原発差止訴訟を提起し、2012年11月に1,107名の原告で京都地裁に提訴しました。
- ・その後、2013年12月に856名で第二次〔追加〕提訴、2015年1月に730名で第三次〔追加〕提訴、2016年1月に393名で第四次〔追加〕提訴を行いました。その結果、原告総数は3,086名となっています。現在、第五次〔追加〕原告を募集し、1万人原告をめざしています。
- ・なお、大飯原発は2013年9月に定期検査で停まり、以来、日本は再び原発ゼロとなりました。2014年5月には、福井地裁の大飯原発運転差止裁判（樋口英明裁判長）での勝訴とその格調の高い判決文により、京都では訴訟団と市民運動の共同の取り組みが進むようになりました。大飯原発については、関西電力の控訴により名古屋高裁金沢支部で審理中です。
- ・自民党・公明党政権のもと、原子力規制委員会は、関西電力/高浜原発や九州電力/川内原発の再稼働を認め、川内原発は2015年8月再稼働されました。
- ・高浜原発3・4号機は、福井地裁の仮処分決定で運転できないことになりました（2015年4月、樋口英明裁判長）。しかし、同年12月には関西電力の主張を認めた異議審決定（福井地裁、林潤裁判長）で覆されてしまいました。その結果、本年1月には再稼働が現実のものになりました。
- ・しかし、本年3月大津地裁の仮処分決定（山本善彦裁判長）により、運転中の原発として初めて停止させることができました。この仮処分決定は新規規制基準の問題点にも踏み込んでいます。大津地裁では被告関西電力による執行停止の申し立て、異議審ともに退けられ（6/17, 7/12）、審理は大阪高裁にうつります。
- ・四国電力/伊方原発の再稼働がせまっています。原子力規制委員会は、40年越えの高浜原発1・2号機まで動かそうというのですから、もはや「規制」どころか「推進」委員会です。高浜原発3・4号機は、裁判所の仮処分決定によって再稼働を止めていますが、その間に、市民多数の声を目に見える形にし、世論と運動を高め、原発再稼働を阻止する勢力を少しでも大きくしたいと思います。

(2) 第五次〔追加〕原告の募集

- ・大飯原発差止訴訟に勝利するために、私たちは、現在3,086名の原告団を、今年中には1000人増やすこと、そして最終的には1万人原告をめざしています。社会的に見れば、原発に不安を持ち、なくして欲しいと願っている市民が多数派です。こうした草の根の広範な願いを、裁判の原告という形に表現して、目に見える大きな社会的な勢力に広げていきましょう。九州の玄海原発訴訟では既に1万人原告を達成しており、決して不可能な目標ではありません。
- ・2016年初より、世話人会では第五次〔追加〕原告の募集をすすめ、1,000人の追加をめざしています。5,000円の裁判費用を裁判所に納める関係で、最低でも700人ほどにならないと、原告団の赤字になってしまいます。しかし、先週の世話人会（7/16）の段階で84名にとどまっています。

(3)身の回りで脱原発の輪を広げてください！

- ・第五次[追加]原告 1,000 人を集めることは、3,086 名の現在の原告の力をもってすれば、実現不可能ではありません。お一人の原告が、職場やお近くの知人、友人、ご家族などで、お一人の新しい原告を誘っていただくことを、心から訴えます。
- ・すでに原告になっている方は、本日の配付資料中の「原告募集案内チラシ」をお知り合いなどにお渡しいただき、ぜひお話ししてください。
- ・世話人会では、原告募集の集会の設定、いろいろな機会に原告募集案内チラシを配付するなどの活動をすすめています。
- ・自然エネルギーに依拠した新しい社会、エネルギーを過度に使用しない社会のために、市民の共同の輪をいっそう広げ、脱原発の実現をめざしましょう。

[2] これまでの法廷期日

(1)各期日のくわしい報告

- ・原告側の陳述書や弁護団による準備書面、被告（関電，国）の答弁書や準備書面は、原告団 Web の中の「裁判資料」にアップしています。

(2)これまでの内容… 1,107 名の原告で最初に提訴したのは、2012 年 11 月 29 日。以下、各回とも弁護団からの準備書面と、原告の意見陳述を行いました。

さらに詳しい内容は、原告団 Web（「裁判」→「裁判日程」「裁判資料」）でご覧になることができます。

- ・第 1 回口頭弁論（2013 年 7 月 2 日）
 - …竹本修三・原告団長が「地震国日本で原発稼働は無理」と陳述。
 - 福島敦子さん（福島県南相馬市からの避難者）の陳述。
- ・第 2 回口頭弁論（2013 年 12 月 3 日）
 - …原告で、聖護院門跡の宮城泰年・門主が意見陳述。
- ・第 3 回口頭弁論（2014 年 2 月 19 日）
 - …原告の宮本憲一・元滋賀大学学長・大阪市立大学名誉教授（環境経済学）が意見陳述。
- ・第 4 回口頭弁論（2014 年 5 月 21 日）
 - …裁判官の交代に伴う弁論の更新。
 - …竹本修三・原告団長と福島敦子さん（福島県南相馬市からの避難者）が再陳述。
- ・第 5 回口頭弁論（2014 年 9 月 30 日）
 - …原告の意見陳述は萩原ゆきみさん（郡山市からの避難者）と、都市計画の観点から広原盛明さん（京都府立大学元学長）。
- ・第 6 回口頭弁論（2015 年 1 月 29 日）
 - …原告の意見陳述は、三澤正之さん（京都府北部在住）。
- ・第 7 回口頭弁論（2015 年 5 月 28 日）
 - …原告の意見陳述は、菅野千景さん（福島市からの避難者）。原告側の主張をほぼ出し終わる。
- ・第 8 回口頭弁論（2015 年 10 月 20 日）
 - …関西電力の主張に対して原告の側から反論するのが、おもな内容。
 - …関西電力が想定する地震の規模についての見積もりが甘すぎるという点を、竹本修三・原告団長が分かりやすく解説（弁論）。

- ・第9回口頭弁論（2016年1月13日）
 - …原告の意見陳述は、阪本みさ子さん。大飯原発から20キロ地点の東舞鶴に居住。
 - …弁護団からは、新規制基準の基準地震動の「標準・平均値」は矛盾に満ちていることを主張。
- ・第10回口頭弁論（2016年3月15日）
 - …原告の意見陳述は、林 森一（はやし・もりかず）さん。京都市左京区久多に生家。
 - …弁護団からは、避難困難性の敷衍（京都市左京区久多について）、昨年12月24日の福井地裁異議審決定の問題点を準備書面として提出。
- ・第11回口頭弁論（2016年5月16日）
 - …原告の意見陳述は、大飯原発からは約40kmの綾部市に住む齋藤信吾さん。
 - …弁護団からは、基準地震動以下の地震動でも大飯原発やその電源が損傷し、過酷事故に陥る可能性があること、大津地裁の高浜原発差し止めを命じる仮処分決定（2016年3月）の意義を主張しました。とくに後者は、出口治男・弁護団長が、最近の関経連関係者が語った「一地方の裁判官が勝手に原発を止めるな」のコメントを、人権の上にエネルギー政策があるのかのような不見識さだと、強く批判しました。下記、参考(1)の通り。

【参考(1)：原告第21準備書面、2016年（平成28年）5月13日】

第1 3. 9大津地裁仮処分決定の意義について

— 国と電力会社が進める再稼働の流れに見直しを迫る —

1、福島第一原発事故後の原発訴訟の流れ

- ア 福井地裁大飯原発差し止め判決 平成26年5月21日 差し止め
- イ 福井地裁高浜原発差し止め仮処分 平成27年4月14日 差し止め
- ウ 鹿児島地裁川内原発差し止め仮処分 平成27年4月22日 差し止めを認めず
- エ 福井地裁高浜原発仮処分異議 平成27年12月24日 差し止めを認めず
- オ 大津地裁高浜原発差し止め仮処分 平成28年3月9日 差し止め
- カ 福岡高裁宮崎支部（ウの抗告審） 平成28年4月6日 差し止めを認めず

2、大津地裁仮処分決定の意義

以下本項において、大津地裁仮処分決定の持つ意義について述べる。

ア 現に稼働中の原発を差し止めた初めての司法判断

- a この大津地裁の差し止め決定に対し、関経連副会長角和夫は「憤りを超えて怒りを覚えます。なぜ一地裁の裁判官によって、国のエネルギー政策に支障をきたすことが起こるのか。こういうことができないよう、速やかな法改正をのぞむ。」
- b 同会長森詳介は「値下げができなくなったことが関西経済に与える影響は小さくないと考えており、一日も早く不当な決定を取り消していただかなければならない。」
- c 同副会長佐藤広士は「電気料金の高止まりは企業経営に大きな影響を及ぼす。」と述べたと伝えられている。
- d 現在この国において、福島第一原発事故を踏まえた真つ当なエネルギー政策と言えるものが存在するかどうか甚だ疑わしいが、原発差し止め事件は、福島第一原発事故後は、事故によって生ずる途方もない人権侵害の危険性が問題となっており、国のエネルギー政策の当否を問うものではない。原発の安全性の立証ができなかった電力会社や財界が、国のエネルギー政策を錦の御旗にして、人権侵害の危険性を顧みないことは、到底許されない。国のエネルギー政策が住民の人権に優先するものでないことは言うまでもないことである。関経連関係者の発言は、この裁判の本質を理解しないもので、誠にお粗末なものという外ない。

また、地裁裁判官の判断は、裁判官の独立に基づいて行われているものである。そして、裁判官の独立は、地裁、高裁、最高裁の裁判官に等しく保障されており、裁判官の権限が、上に行くほど大きくなるものではない。関経連関係者の「一地裁の裁判官によって」という発言は、裁判所を行政官僚組織や会社組織と同じように捉えているようであるが、近代法における裁判所の組織原理を全く理解していないもので、不見識極まるものと言わねばならない。日本を代表する経済団体の代表的地位にある者がこのような不見識な発言を行うことは、誠に嘆かわしい。

- e 電気料金の値下げができなくなった、電気料金が高止まりになった、というのは、福島第一原発事故の教訓を無視して原発再稼働にしがみついている自らの行為を全く省みない発言である。原発が止まっているにもかかわらず、被

告関西電力は黒字となっている。電気料金の値下げ、高止まりの問題は、大津地裁が高浜原発再稼働を差し止めたために生じたというのはミスリードであり、被告関西電力の経営姿勢によるものと考えらるべきであろう。それはともかくとして、財界、業界の反応はあまりにも冷静さを欠く短絡的なものである。電力事業者も財界も、原発事故がもたらす破滅的な事態をわがこととして受け止めて、冷静に考えるべきであろう。

イ 大津地裁の判断は、立地県外の住民の訴え、立地県外の裁判所の初めての判断で、画期的なものである。

原発再稼働に対する同意権は、従来立地自治体に限られていたが、今回の決定によって、立地自治体以外の、原発事故によって甚大な被害を受ける危険性のある住民の訴えによって再稼働を阻止できることになった。人格権に基づく差止の法理からすれば当然の帰結であるが、原発再稼働の従前の仕組みを根底から変える機能を持つものであって、その意義は極めて大きいものがある。

【参考(2)：朝日新聞2016年（平成28年）7月13日より】

関電前会長、原発差し止め仮処分申請「できないように」

- ・原発の運転差し止めを求める仮処分の申し立てが全国の裁判所で相次いでいることについて、関西電力前会長の森詳介・関西経済連合会会長は13日、「司法リスクを限りなく小さくする必要はある」と述べ、申し立てができないように法改正などを政府に求めていく考えを示した。仮処分を申し立てた住民側からは「傲慢（ごうまん）だ」との声が出ている。
- ・関電は12日、高浜原発3、4号機（福井県）運転を差し止める大津地裁の仮処分決定に対する異議が退けられ、同原発が動かせない状態が続く。関経連の会見で森氏は「仮処分は民事で扱わない、特定の裁判所でやるとか、いろいろな方法がある」と指摘。国のエネルギー政策とかかわる原発の運転をめぐる問題は仮処分申請を認めず、知的財産権を専門に扱う知財高裁のような特定の裁判所で扱うべきだなどとした。
- ・森氏はそのうえで「資源エネルギー庁も大変大きな問題意識を持っている。最終的には法務省に要望していきたい」などと述べた。
- ・会見では、角和夫副会長（阪急電鉄会長）も森氏に同調して「原発を動かす、動かさないは行政訴訟に限定するなど、やり方はある」などと説明した。
- ・これに対し、大津地裁に仮処分を申し立てた住民側の井戸謙一弁護士は「人権侵害を緊急に救済する道を閉ざせば、憲法の『裁判を受ける権利』の否定になる。法改正まで訴えるのは、傲慢な姿勢だ」と批判した。

【3】この一年間の原告団のおもな活動

(1) 毎月1回の原告団・世話人会

- ・原告団・世話人会の成立（2013/2/9）後、毎月1回の世話人会を開催しています（本年7/16に第43回）。原告の追加募集、世話人会が関係するいろいろな取り組み、裁判期日の内容の確認などを行っています。
- ・各回の世話人会の内容は、毎回、原告団メーリングリスト（一斉メール送信、ML）に報告として配信しています。
- ・現在、原告団・世話人会は22名の世話人で構成しています。昨年総会時の世話人は19名でしたので、新しい人が増えています。
- ・世話人は、随時、募集しています。原告の皆さまの中から手を上げていただく方をお待ちしています。
- ・世話人の中から、原告団長（竹本修三）、事務局長（吉田明生）、事務局次長（山崎正彦）をおいています。世話人会には弁護団からも6名が参加しています。

【原告団・世話人および事務局】

浅井寿子（中京区）、赤松純平（神戸市）、榎田基明（上京区）、岡本瑞子（大津市）、奥森祥陽（宇治市）、河原好美（西京区）、小針修子（北区）、斎藤信吾（綾部市）、阪本みさ子（舞鶴市）、佐々木完之（左京区）、

高階喜代恵（伏見区）、竹本修三（城陽市）、田中善久（長岡京市）、富田道男（宇治市）、西川生子（京田辺市）、福島敦子（木津川市）、山崎正彦（東山区）、山田耕作（宇治市）、山田勝暉（左京区）、山根義夫（京丹後市）、吉田明生（伏見区）、吉田和義（左京区）… 22名

【弁護団】

井関佳法（京都南）、尾崎彰俊（京都第一）、出口治男、中島晃（市民共同）、福山和人（京都）、渡辺輝人（京都第一）

(2) 昨年総会（2015/6/27）以降のおもな催し

① 2015/8/1, 映画「日本と原発」上映会と京都原発裁判支援ネットの設立集会。

ひと・まち交流館京都（京都市河原町六条）にて。京都原発裁判支援ネットは、「京都地裁における二つの原発裁判（大飯原発差止訴訟、原発賠償京都訴訟）を支援するネットワーク」として Web などでの宣伝を行っている。

② 2015/11/28, 大阪市で、日本科学者会議近畿地区会議が主催する「原発の危険性を学び、再稼働をとめるシンポジウム」。

竹本団長は、10月20日の京都地裁・第8回口頭弁論の報告を行い、関電の主張に反論した内容を紹介しました。また、原告募集も行いました。

③ 2016/1/9, 福井地裁の不当な仮処分決定・全関西報告集会&デモ。

「若狭の原発を考える会」と「京都脱原発原告団（世話人会）」は共催で、福井地裁「高浜原発差止め仮処分異議審、大飯原発差止め仮処分裁判」全関西報告集会を、キャンパスプラザ京都で開催。この集会の前半では、鹿島啓一 弁護士（大飯・高浜原発運転差止め仮処分訴訟 原告側弁護団）から報告講演。後半は、高浜原発再稼働阻止、今後の再稼働反対の運動を考える討論集会で、会場からも多くの意見がありました。

④ 2016/5/29, 「日本の原発と地震・津波・火山」講演会、大津地裁の勝利を京都地裁でも～原発裁判の勝利のために～の集会。

「戦争をさせない左京 1000 人委員会」との共催。竹本修三・原告団長の講演「日本の原発と地震・津波・火山」。近著『日本の原発と地震・津波・火山』に書いた内容をもとに、なぜ、日本の原発稼働に反対しなければならないかを力説しました。

(3) 原告団・事務局よりお願い

①原告の皆さまへの連絡は、郵送希望の原告（1,000 円の実費で登録）のほかは、原告団メーリングリスト（一斉メール送信, ML）で行っています。できるだけメールアドレス（携帯可）の登録をお願いします。また、最近、配信停止となるメールアドレスが増えていますので、携帯の機種変更などでメールアドレスが変更になった場合は、再度、事務局宛にご連絡ください。

②新しい原告への訴状発送、郵送希望原告への手紙の発送、原告募集案内チラシの配布などで、原告の皆さまにお手伝いを呼びかけて、ともに活動することができました。ご協力いただきました原告の皆さまには、お礼申し上げます。

③原告名簿、原告団 ML の管理につきまして、この一年でかなり改善を図りました。しかし、専従者がいる訳ではなく、あくまでボランティアベースの活動ですので、行き届かない点もあるかと思われます。今後とも、原告の皆さまのご協力を得て可能な範囲で改善していきます。

[4] 財政について

(1) 財政の基本, 財政報告

- ・ 訴訟参加費の 5000 円は, ほとんどを裁判所に納めています。
- ・ 弁護団は無償で活動されています。世話人の活動も, 無償が基本です。
- ・ 会計の全般的な状況については, 次のページの報告の通りです。

(2) 原告団の財政活動

- ・ 世話人会の会場費, 必要不可欠な物品, 原告団や世話人会として遠方へ出かける場合などの支出は, 弁護団財政の中で処理しています。
- ・ いろいろな集会の会場費など, 原告団独自の活動は, キャンパを募ったり, ボランティアとして進めて, 赤字にならないように工夫しています。
- ・ 2014 年に行った「おおい町見学ツアー」の報告 DVD や写真集は, 各 500 円で継続して販売しています。
- ・ 2015 年には, 新たに「脱原発クリアファイル」を作成しました。500 円/5 枚で販売中です。
- ・ 今年 2016 年は, 「脱原発カンバッジ」を制作しました。広く普及したいと思います。
2 個 100 円です。ご協力をお願いします。
- ・ 小学生からわかる紙芝居「なくそう原発」は, 原告団 Web から無償ダウンロードができます。ラミネート加工をした紙の版もありますので, 貸し出しなどのご要望にお応えできます。

(3) 本日のカンパなどのお願い

- ・ キャンパ袋も配付資料の中にセットにしています。
- ・ 経済情勢の厳しい折りですが, 当原告団の活動は, 皆さまのカンパによって成りたっています。ぜひとも, ご協力いただきますよう, 心からお願い申し上げます。
- ・ キャンパ袋は再利用が可能です。カンパが困難な場合でも, 袋だけのご返却ください。

(4) 原告参加費用 5,000 円について

- ・ 大飯原発差止訴訟に原告として参加していただくためには, 原告参加費用として 5,000 円のご負担をお願いしています。この大部分は裁判所に提出する訴状に貼る印紙代にあてられます。これ以外にご負担いただく費用はありません。
- ・ 判決文で, 訴訟費用を原告に負担させる旨言い渡される可能性はありますが, ここでいう「訴訟費用」とは, 訴状に貼付する印紙代, 証人に支払われる日当や交通費などで, 大部分は印紙代のことなので, すでに支払っていただいた 5,000 円以外に追加で支払義務を負わされることはありません。
- ・ また, 大飯原発の運転差し止めが認められた場合でも, 関電の損害や被告の弁護士費用などについて, 原告が賠償義務を負わされることはありません。